



ドローン総合保険制度

ご加入のご案内

- 動産総合保険・施設所有管理者賠償責任保険 -

ご案内の商品はドローンに生じた損害や操縦中に第三者に与えた損害賠償責任を補償する保険です。
この商品内容がお客様のご希望に沿う場合はご案内をもとにご検討いただきますようお願いします。

2022年11月22日～



SOMPO
損保ジャパン

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. ドローンの業務中のリスク | |
| 2. ドローン総合補償プランの概要 | 2 |
| 3. お支払いする保険金（動産総合保険） | 3 |
| 4. セットされる特約（動産総合保険） | 4 |
| 5. お支払いする保険金（施設所有管理者賠償責任保険） | 5 |
| 6. セットされる特約（施設所有管理者賠償責任保険） | 6 |
| 7. ご契約の際ご注意ください | |
| Ⅰ 契約締結時における注意事項 | 7 |
| Ⅱ 契約締結時における注意事項 | |
| Ⅲ 万一事故にあわれたら | 8 |
| Ⅳ その他ご注意ください | 9 |
| ご加入内容確認事項 | 10 |
| 問い合わせ先 | 11 |

はじめに

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社業務に関し、格別のお引立を賜わり厚く御礼申し上げます。さて、小型無人ヘリコプター（ドローン）は農薬散布、空撮、災害調査、警備または設備・工事現場等の点検・測量等、さまざまな業務に利用されており、産業利用・公共利用ともに、将来的にも用途の一層の拡大と飛躍的な普及が予想されています。その一方でドローンの利用は、墜落や衝突等により機体自体の損壊リスクのみならず第三者へ賠償責任リスクが伴います。当社では設立当時より培ってきたドローンのノウハウを武器に安心してご加入いただける「ドローン総合保険」を提案いたします。

1. ドローンの業務中のリスク

◆事故例

物的損害リスク

- 突風に煽られドローンが墜落し大破してしまった。
- 操縦中に落雷を受け機体が破損した。
- 着陸地点を見誤り木に接触し損傷した。
- ドローンが何者かに盗まれてしまった。



動産総合保険

賠償リスク

- 操縦ミスにより通行人に接触しケガを負わせてしまった。
- バッテリー不足により機体が落下し民家の屋根を傷つけてしまった。
- 撮影中建物の中が映り込みプライバシーを侵害してしまった。



施設所有管理者賠償責任保険

2. ドローン総合補償プランの概要

| | 動産総合保険 | 施設所有管理者賠償責任保険 |
|---------------------|---|---|
| 保険の対象 | 総重量(燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいいます。)150キログラム未満かつ本体価格が5万円以上1,000万円までの 事業用 のドローンおよび付属設備 【付属品のみ加入条件】 ■ドローンが付保されていること(当社他社問わず) ■施設所有管理者賠償責任保険の加入は不可 | |
| 加入対象者 | ドローンを所有されている方 | |
| お支払いする主な保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険金 ● 残存物取片づけ費用保険金 など | <ul style="list-style-type: none"> ● 法律上の損害賠償金 ● 争訟費用 ● 損害防止費用 ● 緊急措置費用 ● 協力費用 など |
| セットされる特約 | <ul style="list-style-type: none"> ● 捜索・回収費用保険金 ● 操縦訓練費用保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 作業対象物補償 ● 被害者対応費用補償 ● 事故対応特別費用補償 ● 人格権侵害補償 ● 物理的損傷を伴わない財物使用不能損害補償 |
| お支払限度額 | 保険加入時のドローン本体価格 | 以下からご選択いただきます(身体・財物1事故につき) ● 1億円 ● 3億円 ● 5億円 |
| 免責(自己負担額) | 10,000円 (ドローン本体価格100万円以上の場合本体価格の1%) | なし |
| 契約者 | 株式会社 WorldLink&Company | |
| 被保険者 (補償を受けられる方) | 保険の対象所有者 (ドローンを所有する法人もしくは個人事業主様) | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象所有者(記名被保険者) (ドローンを所有する法人もしくは個人事業主様) ● 記名被保険者の使用人※ ※記名被保険者の業務に関する限りにおいて被保険者となります |
| 保険料 (一括払) | ドローン本体価格の 7.8% (例:ドローン本体価格50万円→保険料39,000円) | <ul style="list-style-type: none"> ● 支払限度額1億円→10,000円 ● 支払限度額3億円→13,000円 ● 支払限度額5億円→15,000円 |
| 保険期間 (募集対象期間) | 加入日から1年 (2022年11月22日午後4時~2023年11月22日午後4時) | |

○ご希望のプランがない場合にはご加入いただけません。別途ご相談は WorldLink&Company(SkyLink Japan) へお問い合わせください。

○事故件数・事故内容によっては保険加入ができかねる場合もございますのでご了承ください。

加入方法

別途加入依頼書にてお申込の上、WorldLink&Company(SkyLink Japan) までご提出をお願いします。
(加入日までにご提出ください。)

保険料の支払方法

- 楽天銀行 第二営業支店 普通:7412172 株式会社 WorldLink & Company カ) ワールドリンクアンドカンパニー
- PayPay 銀行 ビジネス営業部 普通:1142761 株式会社 WorldLink & Company カ) ワールドリンクアンドカンパニー

○この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

本契約は株式会社 WorldLink&Company を契約者とする団体契約です。

保険契約者が株式会社 WorldLink&Company のため、保険証券は株式会社 WorldLink&Company が受領します。

各加入者に加入者証は発行されません。ご加入の証として加入依頼書の写しを保管してください。

3. お支払いする保険金（動産総合保険）

動産総合保険

保険金をお支払いする主な損害

| 基本補償 |
|---------|
| 火災 |
| 破損 |
| 落雷 |
| 盗難 |
| 破裂または爆発 |

+

| セットされる特約 |
|------------|
| 検索・回収費用保険金 |
| 操縦訓練費用保険金 |

など

保険金をお支払いしない主な損害

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ブレード（回転翼部分をいいます。）に単独で生じた損害
- 操縦中に保険の目的の行方がわからなくなり、かつ発見されなかったことによる損害
- 日本国外にある保険の目的について生じた損害
- 保険の目的に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 偶然な外来の事故によらない電気的作用または機械の稼動に伴って発生した電氣的または機械的事故によって生じた損害
- 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の目的の欠陥によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- 保険の目的に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害

4. セットされる特約 (動産総合保険)

検索・回収費用保険金

保険証券記載の担保地域内において操縦中のドローンに偶然な事故が生じた結果、被保険者がドローンを検索または回収するために支出した必要かつ有益な検索・回収費用 (交通費・宿泊費・検索委託費・機材の賃借費用等をいいます。) をお支払いいたします。ただし損害保険金額の額と検索・回収費用合算で保険金額※を限度とします。

※検索対象となった保険の目的の保険金額をいい、保険金額が保険価額以上の場合は保険価額とします。

支払限度額

保険金額の 10%

操縦訓練費用保険金

ドローンの操縦ミス等を原因としてこの保険契約で保険金を支払うべき事故が生じた結果、被保険者 (※1) が再発防止を目的として専門業者 (※2) によって行われる操縦訓練 (※3) を受けたときは、その操縦訓練費用 (※4) をお支払いいたします。

(※1) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、役員または従業員をいいます。

(※2) 操縦訓練を事業として行っている事業者をいいます。

(※3) 事故発生日から 3 ヶ月以内に操縦訓練を申込んだものに限ります。

(※4) 交通費・宿泊費等は含まず、1名分の受講費用に限ります。

支払限度額

保険金額の 10%(または 10 万円のいずれか低い額)

5. お支払いする保険金 (施設所有管理者賠償責任保険)

施設所有管理者賠償責任保険

保険金をお支払いする主な損害

基本補償

ドローンの所有、使用または管理に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害



セットされる特約

作業対象物補償

被害者対応費用補償

事故対応特別費用補償

人格権侵害補償

物理的損傷を伴わない財物使用不能損害補償

保険金をお支払いしない主な損害

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
 - 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - 排水または排気によって生じた賠償責任
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ドローンの修理等に起因する賠償責任
 - 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - アスベスト（石綿）に起因する賠償責任
 - 汚染物質の排出等に起因する賠償責任
- など

【注意事項】

- 施設所有管理者賠償責任保険について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 施設所有管理者賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 施設所有管理者賠償責任保険で被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. セットされる特約 (施設所有管理者賠償責任保険)

作業対象物補償

作業対象物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します

| | |
|-------|---------------------|
| 支払限度額 | 基本補償の財物 1 事故保険金額と同額 |
|-------|---------------------|

被害者対応費用補償

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとした費用を補償します。

| 支払限度額 | | | |
|---------|----------|---------|-------|
| 被害者 1 名 | 対人見舞費用 | 死亡の場合 | 10 万円 |
| | | 死亡以外の場合 | 2 万円 |
| | 対物臨時費用 | - | 2 万円 |
| 保険期間中 | 1,000 万円 | | |

事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

| 支払限度額 | |
|-------|----------|
| 保険期間中 | 1,000 万円 |

人格権侵害補償

保険期間中に、貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等について貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

| | |
|-------|---------------------|
| 支払限度額 | 被害者 1 名につ 100 万円 |
| | 1 事故・保険期間中 1,000 万円 |

物理的損傷を伴わない 財物使用不能損害補償

基本補償の対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

| | |
|-------|---------------|
| 支払限度額 | 1 事故 1,000 万円 |
|-------|---------------|

7. ご契約の際ご注意いただきたいこと (1/4)

I 契約締結時における注意事項

1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。保険契約締結の際、告知事項※について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかつたりすることがありますのでご注意ください。

※告知事項：保険の対象（機種名・シリアル番号）

II 契約締結時における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- ・ 保険の対象の変更
- ・ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実の発生 ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(2) 保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

(3) ご加入者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等により加入者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせたまたは生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

7. ご契約の際ご注意いただきたいこと (2/4)

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

○賠償責任を負う事故が発生した場合には損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。本保険では保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

○事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払できなくなる場合がありますのでご注意ください。

事故が起こった場合

事故が発生した場合には、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。

平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 **0120-727-110**

【受付時間】 平日（午後5時～翌日午前9時）

土日祝日（12月31日～1月3日を含む） / 24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。（P9参照）

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、下記の書類のうち損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

（注）事故の内容および損害の額等に応じ記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

| | 必要となる書類 | 必要書類の例 |
|---|---|---|
| ① | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 | 保険請求書・戸籍謄本・印鑑証明書・委任状・住民票 等 |
| ② | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書・罹災証明書・交通事故証明書・請負契約書(写)・メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等 |
| ③ | 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書・写真・領収書・函面(写)・被害品明細書・復旧通知書・賃貸借契約書・ 売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する 賠償事故の場合、診断書・入院通院申告書・治療費領収書・所得を証明する書類・ 休業損害証明書・源泉徴収票・火害補償規定・補償金領収書 等 |
| ④ | 保険の対象であることが確認できる書類 | 登記簿謄本・売買契約書(写)・登録事項等証明書 等 |
| ⑤ | 公の機関や関係先等への調査のため必要な書類 | 同意書 等 |
| ⑥ | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書・判断書(写)・調停調書(写)・和解調書(写)・被害者からの領収書・承諾書 等 |
| ⑦ | 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類 | 承諾書・債権額現在高通知書・質権者専用保険金振込依頼書 等 |
| ⑧ | 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等 |

7. ご契約の際ご注意ください (3/4)

3 保険金のお支払いについて

必要書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。ドローンの修理・再購入を株式会社World Link & Companyで行って頂いた場合、原則契約者への保険金のお支払いとなります。

IV その他ご注意ください

1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

7. ご契約の際ご注意いただきたいこと (4/4)

4 保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題が解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

[ナビダイヤル] **0570-022808** (通話料有料)

受付時間 平日：**午前 9 時 15 分～午後 5 時** (土・日・祝日・年末年始は休業)

インターネットホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

【クーリングオフ】 (ご契約のお申込の撤回等について)

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込みの後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて 8 日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることをいいます。なお次のご契約はクーリングオフの申込ができませんのでご注意ください。

- 保険期間が 1 年以内のご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 営業または事業のためのご契約

詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の際に、お客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることをご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の項目について再度ご確認ください。なお、ご確認いただくにあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

① ご加入いただく内容がお客様のご意向に沿ったものかどうか、契約内容をよくご確認ください。

- ◆補償内容 (保険金の種類や保険金のお支払いする場合) ◆保険金額 (ご契約金額)
- ◆保険期間 (保険のご契約期間) ◆保険料・お支払方法 (保険料払込み方法)

② ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

- ◆「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

③ お客さまにとって重要な事項をご確認いただきましたか。

- ◆特に「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる事項や「告知義務・通知義務」に関する事項については、必ずご確認ください。

問い合わせ先

■取扱代理店

株式会社WorldLink&Company
〒603-8052 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町98-2-2F
TEL : **075-708-2245** (受付時間 平日10:00~12:00・13:00~16:00)
info@skylinkjapan.com

■引受保険会社①

損害保険ジャパン株式会社 滋賀支店法人支社
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3-20
TEL : **077-523-3185** FAX : **077-522-2078**
(受付時間 平日9:00~17:00)

■引受保険会社②

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL : **03-3231-4200** FAX : **03-3231-9913**
(受付時間 平日9:00~17:00)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては契約者である株式会社WorldLink&Companyにお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、契約者までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください。(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご加入いただく際は加入依頼書に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。